

○小千谷市就学援助事業実施要綱

平成24年3月19日

告示第14号

改正 平成25年3月11日告示第18号

平成26年3月11日告示第14号

平成27年11月16日教委告示第5号

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な費用の援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、次条に規定する認定基準のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、小千谷市立の学校に在学している学齢児童生徒の保護者
- (2) 本市に住所を有し、小千谷市立以外の学校に在学している学齢児童生徒の保護者
- (3) 市外に住所を有し、小千谷市立の学校に在学している学齢児童生徒の保護者

(認定基準)

第3条 認定基準は次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者であること。
- (2) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者であること。
 - ア 生活保護法の規定に基づく保護の停止又は廃止
 - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく世帯全員の市町村民税が非課税
 - ウ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給
 - エ 生活福祉資金制度による貸付け
 - オ 地方税法第323条の規定に基づく市町村民税の減免
 - カ 地方税法第72条の62の規定に基づく個人事業税の減免

キ 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免

ク 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の保険料の免除

ケ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づく保険料の減免

(3) 世帯の前年中の所得額が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する生活扶助、教育扶助及び住宅扶助の基準額の合計の1.3倍以下の者

(4) 前3号に掲げるもののほか、小千谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が就学援助を必要であると認める者

（対象費目）

第4条 就学援助の対象となる費目は次のとおりとする。

(1) 学用品費等（学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、体育実技用具費、新入学学用品費等、生徒会費及びPTA会費）

(2) 医療費

(3) 学校給食費

2 就学援助は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費目について対象とする。

(1) 第2条第1号に該当する者 学用品費等、医療費及び学校給食費

(2) 第2条第2号に該当する者 学用品費等（通学費を除く。）

(3) 第2条第3号に該当する者 医療費及び学校給食費

3 前項の規定にかかわらず、前条第1号に該当する者の就学援助の対象となる費目は、修学旅行費及び医療費とする。

（就学援助の額）

第5条 就学援助の額については、予算の範囲内で教育委員会が別に定めるものとし、校外活動費、修学旅行費、生徒会費、PTA会費、医療費及び学校給食費については、実費を支給するものとする。

（申請）

第6条 就学援助を受けようとする者（第3条第1号に該当する者を除く。）は、就学援助申請書（別記様式）を学校長又は教育委員会へ提出しなければならない。

(認定)

第7条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、その結果を申請者に通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月11日告示第18号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月11日告示第14号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月16日教委告示第5号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）